

◎新潟県告示第285号

新潟県環境影響評価技術指針（平成12年4月新潟県告示第831号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 別表第1の24の項を25の項とし、11の項から23の項までを1項ずつ繰り下げ、10の項の次に次の1項を加える。

11 太陽電池発電所事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素							生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境			水環境		地質環境		その他の環境	動物	植物	生態系	景観		人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		放射線の量
		大気質	騒音	振動	水質	地形及び地質	地盤	その他										
		粉じん等	騒音	振動	水の濁り	重要な地形及び地質	土地の安定性	反射光	重要な動物種及び注目すべき生息地	重要な植物種及び群落とその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	廃棄物	放射線の量		
工事の実施	建設機械の稼働	○	○	○													○※	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○								○					○※	
	造成工事及び施設の設置等				○			○	○	○			○		○		○※	
の土存在又は及び工供用物	地形変更後の土地及び施設の存在				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	施設の稼働		○															
備考																		
<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</p> <p>2 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>4 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。</p> <p>5 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。</p> <p>6 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>10 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p>																		

2 次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第2 参考手法				別表第2 参考手法			
参考項目		参考手法		参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法	環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
(略)				(略)			
粉じん等	(略)	(略)	(略)	粉じん等	(略)	(略)	(略)
	道路事業、林道事業、ダム事業、 <small>せき</small> 堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、 <u>太陽電池発電所事業</u> 、焼却施設事業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、住宅団				道路事業、林道事業、ダム事業、 <small>せき</small> 堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、住宅団		

<p>地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、土石等採取事業、レクリエーション施設等事業、工場等事業、リゾートマンション等事業及び複合開発事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>				<p>地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、土石等採取事業、レクリエーション施設等事業、工場等事業、リゾートマンション等事業及び複合開発事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)							
(略)							
騒音	<p>道路事業、林道事業、ダム事業、<small>せき</small>堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、<u>太陽電池発電所事業</u>、焼却施設事</p>	(略)	(略)	騒音	<p>道路事業、林道事業、ダム事業、<small>せき</small>堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施</p>	(略)	(略)

<p>業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、土石等採取事業、レクリエーション施設等事業、工場等事業、リゾートマンション等事業及び複合開発事業に係る建設機械の稼働</p>			<p>設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、土石等採取事業、レクリエーション施設等事業、工場等事業、リゾートマンション等事業及び複合開発事業に係る建設機械の稼働</p>		
<p>道路事業、林道事業、ダム事業、<small>せき</small>堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>道路事業、林道事業、ダム事業、<small>せき</small>堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>電所事業、 太陽電池発 電所事業、 焼却施設事 業、し尿処 理施設事 業、最終処 分場事業、 下水道終末 処理場事 業、公有水 面埋立等事 業、土地区 画整理事 業、住宅団 地造成事 業、工業団 地造成事 業、流通業 務団地造成 事業、農用 地造成事 業、土石等 採取事業、 レクリエー ション施設 等事業、工 場等事業、 リゾートマ ンション等 事業及び複 合開発事業 に係る資材 及び機械の 運搬に用い る車両の運 行</p>			<p>電所事業、 焼却施設事 業、し尿処 理施設事 業、最終処 分場事業、 下水道終末 処理場事 業、公有水 面埋立等事 業、土地区 画整理事 業、住宅団 地造成事 業、工業団 地造成事 業、流通業 務団地造成 事業、農用 地造成事 業、土石等 採取事業、 レクリエー ション施設 等事業、工 場等事業、 リゾートマ ンション等 事業及び複 合開発事業 に係る資材 及び機械の 運搬に用い る車両の運 行</p>		
<p>火力発電所 事業、地熱 発電所事 業、太陽電 池発電所事</p>	(略)	(略)	<p>火力発電所 事業、地熱 発電所事 業、焼却施 設事業、し</p>	(略)	(略)

	業、焼却施設事業、し尿処理施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働				尿処理施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働		
	(略)				(略)		
	(略)				(略)		
振動	道路事業、林道事業、ダム事業、 ^{せき} 堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、 <u>太陽電池発電所事業</u> 、焼却施設事業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期	振動	道路事業、林道事業、ダム事業、 ^{せき} 堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 建設機械の稼働等による振動に係る環境影響が最大となる時期

事業、農用地造成事業、土石等採取事業、レクリエーション施設等事業、工場等事業、リゾートマンション等事業及び複合開発事業に係る建設機械の稼働

業、土石等採取事業、レクリエーション施設等事業、工場等事業、リゾートマンション等事業及び複合開発事業に係る建設機械の稼働

(略)

<p>太陽電池発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>1 調査すべき情報 交通量に係る状況 2 調査の基本的手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 資材及び機械の運搬に用いる車両が運行する予定の路線及び</p>	<p>1 予測の基本的手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測</p>
---------------------------------------	--	--

(略)

	<p>その周辺区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期</p>	<p>地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>	
(略)			(略)

	(略)		(略)
	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
水の濁り	<p>太陽電池発電所事業に係る造成工事及び施設の設定等、地形改変後の土地及び施設の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 浮遊物質量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けると認められる地域</p> <p>3 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p>
水の濁り	(略)		

<p>環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>(1) 造成工事及び施設の設置等については、水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>4 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>(2) 地形改変後の土地及び施設の存在については、水の濁りの特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>5 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報</p>	

		を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期				
	(略)			(略)		
	(略)			(略)		
(略)				(略)		
重要な地形及び地質	(略)	(略)	(略)	重要な地形及び地質	(略)	
	火力発電所事業、地熱発電所事業、太陽電池発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る地形改変後の土地及び施設の使用				火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る地形改変後の土地及び施設の使用	
	(略)				(略)	
(略)				(略)		
地盤変動	(略)			地盤変動	(略)	
土地の安定性	太陽電池発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の使用	1 調査すべき情報 土地の安定性の状況 2 調査の基本的な手法	1 予測の基本的な手法 土地の安定性について、 表層土壌や地質の			

	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 土地の特性を踏まえて調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 土地の特性を踏まえて調査地域に</p>	<p>2 予測地域 調査地域のうち、土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>変更の程度を踏まえた斜面安定解析等の土質工学的手法</p>	
--	---	---	---	----------------------------------	--

		おける土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
反射光	太陽電池発電所事業に係る地形変化後の土地及び施設の存在	1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそ	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれと認められる地域 3 予測対象時期等 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境		

れがある
と認めら
れる地域

4 調査地
点

反射光
の特性を
踏まえて
調査地域
における
反射光に
係る環境
影響を予
測し、及
び評価す
るために
必要な情
報を適切
かつ効果
的に把握
できる地
点

5 調査期
間等

反射光
の特性を
踏まえて
調査地域
における
反射光に
係る環境
影響を予
測し、及
び評価す
るために
必要な情
報を適切
かつ効果
的に把握
できる期
間、時期
及び時間

影響を的
確に把握
できる時
期

		帯					
重要な動物種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	(略)	(略)	(略)	重要な動物種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	(略)	(略)	(略)
	火力発電所事業、地熱発電所事業、太陽電池発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る造成工事及び施設の設置等、地形改変後の土地及び施設の存在				火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る造成工事及び施設の設置等、地形改変後の土地及び施設の存在		
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
重要な植物種及び群落等（海域に生育するものを除く。）	(略)	(略)	(略)	重要な植物種及び群落等（海域に生育するものを除く。）	(略)	(略)	(略)
	火力発電所事業、地熱発電所事業、太陽電池発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る造成工事及び施設の設置等、地形改変後の土地及び施設の存在				火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る造成工事及び施設の設置等、地形改変後の土地及び施設の存在		

	<p>ョン施設等 事業及びリ ゾートマン ション等事 業に係る造 成工事及び 施設の設置 等、地形改 変後の土地 及び施設の 存在</p>				<p>ゾートマン ション等事 業に係る造 成工事及び 施設の設置 等、地形改 変後の土地 及び施設の 存在</p>		
	(略)				(略)		
	(略)				(略)		
(略)							
地域を 特徴づ ける生 態系	(略)	(略)	(略)	地域を 特徴づ ける生 態系	(略)	(略)	(略)
	<p>地熱発電所 事業、太陽 電池発電所 事業、焼却 施設事業、 し尿処理施 設事業、下 水道終末処 理場事業、 レクリエー ション施設 等事業及び リゾートマ ンション等 事業に係る 造成工事及 び施設の設 置等、地形 改變後の土 地及び施設 の存在</p>				<p>地熱発電所 事業、焼却 施設事業、 し尿処理施 設事業、下 水道終末処 理場事業、 レクリエー ション施設 等事業及び リゾートマ ンション等 事業に係る 造成工事及 び施設の設 置等、地形 改變後の土 地及び施設 の存在</p>		
	(略)				(略)		
	(略)				(略)		
主要な 眺望点 及び景	(略)	(略)	(略)	主要な 眺望点 及び景	(略)	(略)	(略)
	<p>火力発電所 事業、地熱</p>				<p>火力発電所 事業、地熱</p>		

観資源並びに主要な眺望景観	発電所事業、太陽電池発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る地形改変後の土地及び施設の使用			観資源並びに主要な眺望景観	発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る地形改変後の土地及び施設の使用		
	(略)				(略)		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	(略)	(略)	(略)	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	(略)	(略)	(略)
	地熱発電所事業、太陽電池発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、地形改変後の土地及び施設の使用				地熱発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、地形改変後の土地及び施設の使用		
建設工事に伴う副産物	(略)	(略)	(略)	建設工事に伴う副産物	(略)	(略)	(略)
	鉄道又は軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、太陽電池発				鉄道又は軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事		

<p>電所事業、 焼却施設事 業、し尿処 理施設事 業、最終処 分場事業、 下水道終末 処理場事 業、レクリ エーション 施設等事業 及びリゾート マンション 等事業に 係る造成工 事及び施設 の設置等</p>				<p>業、し尿処 理施設事 業、最終処 分場事業、 下水道終末 処理場事 業、レクリ エーション 施設等事業 及びリゾート マンション 等事業に 係る造成工 事及び施設 の設置等</p>		
(略)				(略)		
<p>廃棄物 (略)</p>	<p>太陽電池発 電所事業に 係る地形改 変後の土地 及び施設の 存在</p>	<p>1 調査す べき事項 産業廃 棄物の性 状 2 調査の 基本的な 手法 文献そ 他の資 料及び現 地調査に よる情報 の収集並 びに当該 情報の整 理及び解 析 3 調査地 域 対象事 業実施区</p>	<p>1 予測の 基本的な 手法 (1) 産業廃 棄物の種 類ごとの 発生及び 処分の状 況の把握 (2) 適切な 処理・処 分の方策 の把握 2 予測地 域 対象事 業実施区 域 3 予測対 象時期等 発電事 業の終了</p>	<p>廃棄物 (略)</p>		

		域	時				
(略)				(略)			
放射線の量 (粉じん等の発生に伴うもの)	道路事業、林道事業、ダム事業、 ^{せき} 堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、 <u>太陽電池発電所事業</u> 、焼却施設事業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、レクリエーション施設等事業、工場等事業、リゾートマンション等事業及び複合開	(略)	(略)	放射線の量 (粉じん等の発生に伴うもの)	道路事業、林道事業、ダム事業、 ^{せき} 堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、レクリエーション施設等事業、工場等事業、リゾートマンション等事業及び複合開	(略)	(略)

	発事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行				の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	(略)				(略)		
放射線の量 (水の濁りの発生に伴うもの)	(略)	(略)	(略)	放射線の量 (水の濁りの発生に伴うもの)	(略)	(略)	(略)
	鉄道及び軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、地熱発電所事業、 <u>太陽電池発電所事業</u> 、 <u>焼却施設事業</u> 、 <u>し尿処理施設事業</u> 、 <u>最終処分場事業</u> 、 <u>下水道終末処理場事業</u> 、 <u>レクリエーション施設等事業</u> 及び <u>リゾートマンション等事業</u> に係る造成工事及び施設の設置等				鉄道及び軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、地熱発電所事業、 <u>焼却施設事業</u> 、 <u>し尿処理施設事業</u> 、 <u>最終処分場事業</u> 、 <u>下水道終末処理場事業</u> 、 <u>レクリエーション施設等事業</u> 及び <u>リゾートマンション等事業</u> に係る造成工事及び施設の設置等		
	(略)				(略)		
放射線の量 (建設工事に伴う副産物に係るもの)	(略)	(略)	(略)	放射線の量 (建設工事に伴う副産物に係るもの)	(略)	(略)	(略)
	鉄道又は軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事				鉄道又は軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事		

<p>の)</p>	<p>業、地熱発電所事業、<u>太陽電池発電所事業</u>、<u>焼却施設事業</u>、<u>し尿処理施設事業</u>、<u>最終処分場事業</u>、<u>下水道終末処理場事業</u>、<u>レクリエーション施設等事業</u>及び<u>リゾートマンション等事業に係る造成工事及び施設の設置等</u></p>			<p>の)</p>	<p>業、地熱発電所事業、<u>焼却施設事業</u>、<u>し尿処理施設事業</u>、<u>最終処分場事業</u>、<u>下水道終末処理場事業</u>、<u>レクリエーション施設等事業</u>及び<u>リゾートマンション等事業に係る造成工事及び施設の設置等</u></p>		
<p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。</u></p> <p>4 <u>この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 (略)</p> <p>13 (略)</p>				<p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p>			